

令和5年6月定例会  
(2023年)

議案書①

5月18日提出

【報告】

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年(2023年)5月18日提出

豊中市長 長内繁樹

### 記

#### 1 豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

##### (提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第2号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定につ  
いて

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定する  
ものとする。

令和5年（2023年）3月31日専決

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市条例第30号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>附 則 (読替規定)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p>
<p>第11条 法附則第15条, 第15条の3の2, <u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り, 第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは, 「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条, 第15条の3の2, <u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p>	<p>第11条 法附則第15条, 第15条の3の2 <u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り, 第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは, 「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条, 第15条の3の2 <u>若しくは第63条</u>」とする。</p>
<p>2 法附則第15条第1項, <u>第14項から第16項まで, 第18項, 第20項, 第25項, 第33項, 第34項, 第36項若しくは第40項</u>又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第136条第2項中「又は第33項」とあるのは, 「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</p>	<p>2 法附則第15条第1項, <u>第13項から第15項まで, 第17項, 第19項, 第24項, 第32項, 第33項, 第35項若しくは第39項</u>又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第136条第2項中「又は第33項」とあるのは, 「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第11条の2 (省 略)</p>	<p>第11条の2 (省 略)</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 法附則第15条第15項本文の条例で定める割合は, 5分の3とする。</p>	<p>3 法附則第15条第14項本文の条例で定める割合は, 5分の3とする。</p>
<p>4 法附則第15条第26項第1号の条例で定める割合は, 3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は, 3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第26項第2号の条例で定める割合は, 4分の3とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は, 4分の3とする。</p>
<p>6 法附則第15条第26項第3号の条例で定める割合は, 2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第3号の条例で定める割合は, 2分の1とする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>7 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 (省 略)</p> <p>10 <u>法附則第64条の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～11 (省 略)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 法施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>13 (省 略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第30条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準</u></p>	<p>7 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 (省 略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～11 (省 略)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 法施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>13 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第30条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第86条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）</p> <p><u>第30条の3の2</u> （省 略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第30条の3の3</u> （省 略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第30条の7 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第87条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）</p> <p><u>第30条の3</u> （省 略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第30条の3の2</u> （省 略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第30条の7 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>

( 現 行 )

とする。

表の部分 (省 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円

( 改 正 後 )

とする。

表の部分 (省 略)

( 現 行 )

( 改 正 後 )

5, 0 0 0 円

2, 5 0 0 円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第2号ア(ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第2号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定



( 現 行 )

該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

( 改 正 後 )

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡し使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の豊中市市税条例附則第30条の3及び第30条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第31条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従

前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年(2023年)5月18日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 令和5年度豊中市一般会計補正予算第3号

(提案理由)

食費などの物価高騰に直面する世帯に対する特別給付金の支給にかかる予算措置について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第3号

令和5年度豊中市一般会計補正予算第3号

令和5年度豊中市一般会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,276,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,222,832千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年(2023年)4月17日専決

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,207,992	2,276,067	40,484,059
	2 国庫補助金	4,548,035	2,276,067	6,824,102
歳入合計		173,946,765	2,276,067	176,222,832

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		93,026,818	2,276,067	95,302,885
	1 社会福祉費	19,272,708	1,764,579	21,037,287
	2 児童福祉費	38,200,324	511,488	38,711,812
歳出合計		173,946,765	2,276,067	176,222,832